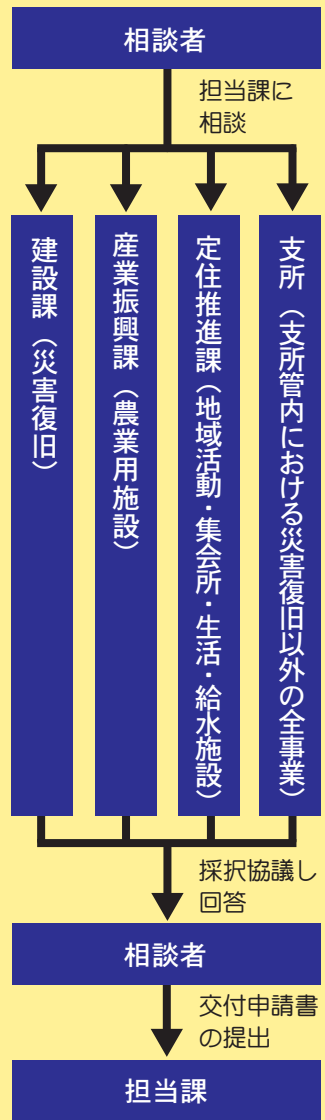


補助申請の流れ



補助事業は、区分1つにつき年度中1回限りです。補助の要件等ありますので、交付申請前に各担当課にご相談ください。

集会所屋根改修

補助額 **150万円**



谷相自治会(香北町谷相)では、集会所の屋根改修工事に香美市地域活性化総合補助金を活用しています。老朽化して雨漏りなどしていた屋根のふき替えや、外壁の張り替えを行いました。

- ◆全体費用2,269,566円
- ◆集会所整備事業(補助率75%以内、限度額150万円)

生活道整備工事

補助額 **37万3千円**



宮ノ口自治会(土佐山田町宮ノ口)では、生活道整備工事に香美市地域活性化総合補助金を活用しています。未舗装の生活道をコンクリート舗装し、利用しやすくなりました。

- ◆全体費用498,204円
- ◆生活基盤整備(請負)事業(補助率75%以内)



■問い合わせ先
企画財政課企画調整班
☎53-3114

みんなで
築く
まちづくり

香美市地域活性化 総合補助金

自治会や農業者を応援するための補助制度です

〈自治会・市民団体等向け〉

自治会等が集落において、地域の振興、福祉の向上、コミュニティの活性化を図るために実施するソフト・ハード事業に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

◆地域活動事業

【対象】美しい地域づくりにつながる事業、郷土の芸能・歴史等の普及・伝承活動につながる事業、産業の振興につながる事業、地域住民の交流の促進につながる事業、地域の活性化につながる事業

【補助率】補助対象経費の80%以内

◆集会所整備事業

【対象】新築・増築・改築・移転・修繕・模様替え・外構工事・建築設備・備品購入

【補助率】

新築：補助対象事業費の80%以内

新築以外：補助対象事業費の75%以内

※防災対策課の集会所耐震化事業と併用可能

◆生活基盤整備事業

①生活基盤整備(請負)

【対象】生活道・排水路のほか、集落維持整備、活性化を図る生活基盤整備に関する工事

【補助率】補助対象事業費の75%以内

②生活基盤整備(直営)

【対象】生活道・排水路のほか、集落維持整備、活性化を図る生活基盤整備に関する原材料費

【補助率】補助対象経費の100%以内

◆給水施設整備事業

【対象】給水施設・水源管理道の整備

【補助率】補助対象経費の80%以内

〈農業者向け〉

市内の農業をはじめとする集落の振興のために、営農分野のソフト・ハード(小規模の施設整備)事業に要する経費に対し、予算の範囲内で補助金を交付します。

◆特産物育成事業

①新規種苗導入事業

【対象】ゆずをはじめとする本市の特産物等を育成するための苗木の新植

【補助率】補助対象経費の50%以内

②試験栽培・栽培管理

【対象】特産物の栽培に要する借地料、肥料、農薬代

【補助率】補助対象経費の70%以内

③有利特産物調査

【対象】先進地の現地視察や市場調査のための旅費、バス借上げ料

【補助率】補助対象経費の50%以内

④その他の特認事業

【対象】前記以外でも緊急性や事業効果が期待できると認められたもの

【補助率】補助対象経費の50%以内

◆農業用施設整備事業

【対象】耕作道整備、農業用排水路整備等に要する資材購入、機械借上げ料

【補助率】補助対象経費の3分の2以内

〈個人向け〉

◆災害復旧

【対象】住家ががけくずれのため、危険にさらされ、放置できない状態にある場合

【補助率】補助対象経費の75%以内